

平成18年 第1回臨時会

厚岸町議会会議録

平成18年2月16日開会
平成18年2月16日閉会

(本 会 議)

厚 岸 町 議 会

平成18年 厚岸町議会 第1回臨時会 会議録	
招 集 期 日	平成18年2月16日
招 集 場 所	厚岸町 議場
開催日時	開 会 平成18年2月16日 10時00分
	閉 会 平成18年2月16日 14時12分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	室 崎 正 之	○	10	池 田 實	○
2	安 達 由 圃	○	11	岩 谷 仁悦郎	○
3	南 谷 健	○	12	谷 口 弘	○
4	小 澤 準	○	13	菊 池 賛	○
5	中 川 孝 之	○	14	田 宮 勤 司	○
6	佐 藤 淳 一	○	15	佐 齋 周 二	○
7	中 屋 敦	○	16	竹 田 敏 夫	○
8	音喜多 政 東	○	17	佐々木 敬 治	○
9	松 岡 安 次	○	18	稲 井 正 義	○
以上の結果、出席議員18名 欠席議員0名					

1. 議場に出席した事務局職員

議会事務局長	小 倉 利 一	議事係長	高 橋 政 一
--------	---------	------	---------

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

(1)町長部局

町長	若狭	靖
助役	大沼	隆
収入役	黒田	庄司
総務課長	田辺	正保
税財政課長	佐藤	悟
まちづくり推進課長	福田美樹夫	
町民課長	久保	一將
産業振興課長	大崎	広也
建設課長	北村	誠
町民課長補佐	須佐	祐吉

(2)教育委員会

教育長	富澤	泰
管理課長	米内山	法敏
体育振興課長	松浦	正之
指導室長	酒井	裕之

1. 会議録署名議員 5番 中川 議員 7番 中屋 議員

1. 会 期

2月16日の1日間

1. 議事日程及び付議事件

別紙のとおり

1. 議事の顛末

別紙のとおり

平成18年厚岸町議会第1回臨時会議事日程

平成18年2月16日
午前10時 開 議

日程	議案番号	件名
1		会議録署名議員の指名
2		議会運営委員会報告
3		会期の決定
4	議案第78号	厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の制定について
	議案第79号	厚岸町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
	議案第80号	厚岸町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
	(議案第78号～80号 条例審査特別委員会審査報告)	
5	陳情第1号	漁業生産活動における地域の環境整備に関する陳情書
6	報告第1号	専決処分事項の報告について
7	議案第1号	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例の制定について
8	議案第2号	厚岸町職業訓練センター条例の制定について
9	議案第3号	厚岸町生活改善センター条例の制定について
10	議案第4号	厚岸町住の江山の手地区集会所条例の制定について
11	議案第5号	厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について
12	議案第6号	平成17年度厚岸町一般会計補正予算

平成18年厚岸町議会第1回臨時会付議事件

議案番号	件名
議案第78号	厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定について
議案第79号	厚岸町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
議案第80号	厚岸町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
陳情第1号	漁業生産活動における地域の環境整備に関する陳情書
報告第1号	専決処分事項の報告について
議案第1号	厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例の制定について
議案第2号	厚岸町職業訓練センター条例の制定について
議案第3号	厚岸町生活改善センター条例の制定について
議案第4号	厚岸町住の江山の手地区集会所条例の制定について
議案第5号	厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第6号	平成17年度厚岸町一般会計補正予算

厚岸町議会 第1回 臨時会 会議録

平成18年2月16日

午前10時00分 開会

●議長（稲井議員） ただいまより、平成18年厚岸町議会第1回臨時会を開会いたします。
（開会時刻 午前10時00分）

●議長（稲井議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布の日程表のとおりであります。

●議長（稲井議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番中川議員、7番中屋議員を指名いたします。

●議長（稲井議員） 日程第2、議会運営委員会報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。9番、松岡委員長。

●松岡議員 この臨時会開会前に議会運営委員会を開きまして、第1回臨時会についての議事運営について協議をいたしました。

議案78号から80号の3件については、本会議で条例審査特別委員会の審査報告がございます。次に、その報告を受けて本会議で審査することにいたします。

陳情第1号漁業生産活動における地域の環境整備に関する陳情書については、産業建設常任委員会に付託し、継続審査といたすことにいたしました。

次に町長提案の議案についてであります。専決処分の補正予算であります。アスベスト関係の補正予算が報告されます。

次に議案第1号から第5号につきましては、何れも本会議において審議をすることにいたします。

議案第6号補正予算一件であります。これも本会時において審査することにいたします。

会期でございますが、本日一日といたしたいと思っております。以上で、議会運営委員会報告といたします。以上です。

●議長（稲井議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（稲井議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたように、本日一日間としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日一日間とすることに決定しました。

- 議長（稲井議員） 日程第4、議案第78号厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の制定について、議案第79号厚岸町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、議案第80号厚岸町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、以上三件については、条例審査特別委員会に付託し、閉会中の審査を求めているところ、今般、審査結果の報告が委員長から求められておりますので委員長からの報告を求めます。1番、室崎委員長。

- 室崎議員 条例審査特別委員会に付託されました、議案第78号厚岸町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の制定について、ほか2件の条例審査につきましては、平成18年1月18日に本委員会を開催し理事者から詳細な説明を受け、かつ各委員による質疑を行い、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたのでここに報告申し上げます。以上、審査報告といたします。

- 議長（稲井議員） 始めに、議案第78号についてお諮りいたします。委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。次に議案第79号についてお諮りいたします。委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（稲井議員） ご意義なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。次に議案第80号についてお諮りいたします。委員長の報告は、原案可決であります。委員長に対する質疑討論を省略し、委員長の報告どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。日程第5、陳情第1号漁業生産活動における地域の環境整備に関する陳情書を議題といたします。職員の朗読を行います。

●議会事務局（高橋係長） 職員朗読 内容省略。

●議長（稲井議員） お諮りいたします。陳情第1号については、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号については、産業建設常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。日程第6、報告第1号、専決処分事項の報告についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただいま上程いただきました報告第1号、専決処分事項の報告について、その提案理由を説明させていただきます。

議案書の1ページから始めます。緊急執行を要した平成17年度厚岸町一般会計補正予算8回目を、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同法同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

補正予算の内容であります。アスベスト対策経費に係る国庫補助等について、国の補正予算により措置されたところから、尾幌小中学校に関わる対策事務について、補助事業として実施すべく歳費について道教委等と協議調整等を行っていたところ、安全対策の観点から速やかな事業実施が必要であると判断され、事業の性質上、緊急執行を要したことから地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただいたところでございます。

議案書の2ページでございます。総総専第7号 専決処分書。地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。平成17年12月26日付けでございます。平成17年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,162千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,527,303千円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

3ページをお開きください。第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。記載のとおり歳入3款3項、歳出1款1項に渡り、それぞれ6,162千円の増額補正であります。

事項別により説明させていただきます。7ページをお開き願います。歳入であります。11款、1項、1目 地方交付税、普通交付税1,347千円増であります。15款 国庫支出金、2項 国庫補助金、8目 教育費国庫補助金、2節 小学校費補助金、尾幌小中学校施設整備費補助金1,015千円の増であります。22款、1項 町債、8目 教育債、2節 小学校債、尾幌小中学校屋内整備事業債3,800千円の増であります。起債区分につきましては一般単独事業債であります。

続いて9ページ歳出であります。9款 教育費、2項 小学校費、2目 学校管理費、

尾幌小中学校屋内整備事業6,162千円。補助申請等に関わる旅費72千円、改修工事費6,090千円の増であります。以上で歳出の説明を終了させていただきます。

おそれいります。2ページにお戻り願います。第2条地方債の補正であります。地方債の追加は、第2表地方債補正によるものでございます。4ページをお開きください。第2表地方債補正追加であります。起債の目的「一般単独事業」、起債の限度額「3,800千円」、起債の方法「普通貸借又は証券発行」、利率「5.0パーセント以内」、償還の方法「政府資金については、融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。」とするものであります。5ページをご覧ください。地方債に関する調書補正であります。表の下段合計欄でございますが、16年度末現在高12,049,540千円、今回3,800千円を増額し、年度内発行額で803,800千円となり、17年度末見込額は11,598,918千円となるものでございます。

以上簡単な説明であります。報告第1号の説明を終了させていただきます。ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。ありませんか。3番。

- 南谷議員 このたび、アスベストの関係で尾幌小学校の体育館の更衣室と、放送室の壁と天井のロックウールの吹きつけ関係が混入しているということでこの処理をするということでこの金額が計上されておるんですけれども、どのように改修工事をするのかお伺いをさせていただきます。
更には、この事業費6,162千円のうち、町負担分の3,800千円が町債で支払われますけれども、この借入先、償還方法などを利息も含めて説明をしていただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） 管理課長。

- 管理課長（米内山課長） 尾幌小中学校アスベスト対策工事の内容でございますけれども、ご存じのように、既に報告済みでございます尾幌小中学校におけますロックウールに含有されてますアスベストのこの部分の除去工事ということで今回補正をさせていただいております。
内容でございますけれども、まず尾幌小中学校におけますアスベストの含有したロックウールの吹きつけ状況でございます。既に報告をしてございますけれども、体育館と校舎を繋ぎます渡り廊下。この渡り廊下部分の構成します構造的な鉄骨なんでございましてけれども、鉄骨の柱と梁、これにアスベストを含有するロックウールが吹きつけられてございます。実は、渡り廊下と申しますのは、体育館と校舎の構造が違いますので地震等で動く場合に、やはり一番そこが接合部分ですから動くというようなことで、やはり飛散のおそれは大きくなるというようなことから、この部分だけは除去することが安全性として好ましいだろうということで、この部分のロックウールはすべて除去するという工事が一点目でございます。
次に体育館のステージの横に小さな部屋、所謂、更衣室・放送室がございましてけれど

も、この部分の同じく壁内の鉄骨にロックウールが吹きつけられてございます。この部分につきましては、空気調査、その他既に行っておりますけれども、今のところ飛散の心配はないと。現地も確認した中で比較的安定しているということでございますけれども、やはり、いま一度、安全性を確保するためにもう一枚壁を。それからビニール等を被せた中で囲い込みの強化をするというような工事内容が二点目でございます。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。起債の3,800千円の借入先、利率等についてのご質問でございますが、この起債につきましては、先程、説明いたしましたが、一般単独事業債ということでまだ許可予定がおりません。従いまして、借入先等につきましては、いまだ未定であります。しかしながら、こういうある程度少額な金額につきましては、政府資金以外が一般的に許可されるというふうに私どもは考えております。従いまして市中銀行、所謂、銀行縁故資金になるのではないかとというふうに考えております。

利率につきましては、例年大幅な長期の利率の増減がございません。それからいたしますと、例年どおり2パーセント前後の利率になるのではないかとというふうに考えております。以上でございます。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 アスベスト対策として、まだ学校も含めて我々が解らない所にも存在しているかも知れません。是非、しっかりと今後も対応していただきたいと思えます。

更にもう一点、3,800千円町債についてですけれども、おおよそ金利については2パーセント前後とお聞きしたのですが、これだけの数字で何年間でどのように返済をされていくのかなということで非常に気になっておるんです。一般会計からこのくらいの金額であれば、町財政が豊かであれば、何とか金利をかけないで例え2パーセントでも良い方法でという思いをしてならないわけでございますけれども、今日の町の財政状況を考えるとそうもいかないんだろうなと。町長始め助役、収入役さんの手腕で、金利のかからないこのくらいの数字であればこんな思いもして止まないわけでございますけれども、実際に借りるとすれば、何年間で単年度あたり利息がいくらで、総体利息がどのくらいになるのか、推測でしょうけれどもお教えいただきたいと思えます。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 町債の3,800千円の所謂、何年間等々の借入条件についてのご質問でございますが、仮に銀行縁故資金、所謂、市中銀行からの銀行縁故資金といたしますと、従来10年間の借入期間でその内、2年間の据置です。従いまして、8年間で償還することになります。ちなみに元金均等償還でございます。これを2パーセントと仮に仮定いたしますと、単純計算であります。8年間で3,800千円を割って2パーセ

ントの利率を掛けたとしますと、単純計算で約、超概算ではございますが400千円程度になるというふうに見込んでおります。従いまして、400千円プラス3,800千円で総額4,200千円の償還に10年後にはなろうかというふうに考えております。あくまでも、これは計算機を叩かせていただきましたが概算でございますのでご了解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 私が申したいのは、4ページにも記載しております第2表でございますけれども、「ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。」と。今、お聞きしましたように、借りる金額は少ないですが、実際に経済効率が非常によろしくないと感じ止めます。町財政が厳しいおりにから一遍にとすることはなかなか困難だと思います。昨年度もありました、借換低金利のものに。こういうことも含めて、町債この資金のみならず、是非積極的に頑張って努力をして町債の削減に努めていただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 再度のご質問でございます。借入条件等の中に低利に借換え又は繰上償還等の条件を付して議決をいただくところでございます。ご質問者おっしゃるとおり少額ではございますけれども、この起債につきましては、やはり一般財源として確保するためにこの補助金の裏として起債として確保するというを目的に今回計上させていただいております。財政状況等を緩和しながら、それらにつきましては何時の時点になるかは特定出来ませんが、ご質問者の趣旨に沿うように検討して参りたいと考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。なければ質疑を終わります。お諮り致します。討論を省略し、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。日程第7、議案第1号 厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） ただいま議題となりました議案第1号 厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例の制定について、提案理由を説明いたします。

平成15年9月、地方自治法の一部を改正する法律が施行され、地方公共団体が設置する公の施設の管理にこれまでの管理委託制度に変わる指定管理者制度が導入されました。

これによりまして、管理委託制度で管理する施設は、法施行の日から3年以内の本年9月1日までに指定管理者制度へ移行するか、又は直接管理にするかの選択を迫られております。

厚岸味覚ターミナル・コンキリエは、平成7年の開業当初から、町が出資する(株)厚岸味覚ターミナルにその管理を委託をしてまいりました。この施設は主に収益的事業を行う施設でありますので、民間の能力やノウハウを活かして管理することが、利用者への利便性の向上及び経費の低減につながるものと考えております。

厚岸味覚ターミナル・コンキリエは、(株)厚岸味覚ターミナルとの管理委託契約が平成18年3月31日に満了することから、平成18年度4月1日から指定管理者による管理に移行することを目指し、この度の条例改正の提案にいたったものでございます。

次に条例改正の考え方についてであります。

現行の「厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例」を指定管理者制度に対応できる条例にするためには、「指定管理者による管理」、「指定管理者が行う業務の範囲」、何らかの理由で、指定管理者による管理ができなくなった場合、直営で管理するための「読替規定」の新設が必要となります。

また、従来、条例施行規則で規定していた「開館時間」や「休館日」を条例規定にすること、さらには、「管理委託」条項や「委託料支払い」条項の削除や公の施設の管理に関する権限を指定管理者に代行させることによる字句の変更など、改正が多岐にわたることから、現行条例の趣旨を活かしながらも全部改正をしようとするものであります。

それでは、条を追って主な改正の要旨を説明致します。別に配付しております。議案第1号説明資料「厚岸味覚ターミナル・コンキリエ条例新旧対照表」により説明いたしますので、お手元にご用意いただきたいと思っております。

第1条でありますけれども、字句及び文章表現をより分かりやすく整理をしたものでございます。

第3条であります。第6号の字句を整理し、新たに第7号とし「飲食を提供すること」を加えまして、実態に応じた事業内容にし、以下の号を各1号ずつ繰り下げております。

第4条から第7条につきましては、地方自治法第244条の2第4項の規定により、条例で規定すべきとされているものであり、新たに加えたものでございます。

まず、第4条であります。指定管理者制度の大原則であります。指定を受けた法人その他の団体に管理をおこなわせるという規定であります。

第5条は、指定管理者が行う業務の範囲を概括的に規定しているもので、第2号で会議室等の利用に係る許可権限を付与しており、これが指定管理者制度において可能になったものであります。第1号及び第3号につきましては、現在の委託契約で規定している内容を踏襲したものであります。

第6条及び第7条は、現在、条例施行規則で規定しているものを条例規定にしようとするもので、第6条の開館時間は内容に変更はございません。なお、現在、味覚ターミナルが行っております時間等の変更は、町長の特認事項として行っているものであります。

第7条第2号につきましては、現行規則では、12月30日から1月1日となっております。

すが、実態は、町長の特認で12月28日から1月2日まで休館しており、この際、実態に合わせて条例を改正しようとするものであります。

次に第8条以降、現行条例で「使用」という表現を「利用」に変更する箇所が随所に出てまいります。これは、地方自治法第244条の公の施設の設置目的で、「使い用いる（使用）」という字句ではなく「利益になるように使用する」という意味の利用という字句が使われており、法の趣旨にてらして「利用」が妥当と判断し、字句の変更をしたものであり、以後説明を省略させていただきます。

第9条は、指定管理者制度への移行による字句の精査、第10条は指定管理者制度移行に伴う字句の精査のほか、引用条項の番号も変更になっております。

第11条は字句の変更だけであります。

第12条は利用料金等の規定であります。会議室等の利用の対価を利用料金と、収益施設の利用にかかる販売代金及び飲食料金を販売代金等と明確に区別しました。

また、利用料金の決定方式につきましては、会議室等の利用料金については公益上の見地から現行と同様の条例で直接定める方式をとり、販売代金等につきましても、町長の承認を得て指定管理者が定める方式を採用し、現行条例と同様の内容になっております。

さらに、利用料金は、現行条例では町の収入としておりましたが、既に販売代金等は管理受託者の収入となっており、利用料金につきましても法の規定に基づく利用料金制を導入し、一括指定管理者の収入とするものであります。

第13条及び第14条は、指定管理者制度移行による字句の精査、第15条は字句の変更のみであります。

第16条は、指定管理者制度移行による字句の精査、第17条は字句の変更のみであります。

第18条は、指定管理者が何らかの理由で協定期間の途中で管理を継続できなくなったとき、又は、指定管理者としての適格性を欠き指定を取り消すにいたった場合、新たな指定管理者が指定されるまでの間、あるいは町が自ら管理する準備が整うまでの間、管理主体が空白となる期間が生じ、場合によっては、その間当該施設が休業に追い込まれるというおそれもあります。これらの場合に対処するため、当該施設の管理を町長又は指定管理者のいずれが行う場合においてもその条例が適用できるように規定を盛り込んでおくことが、必要と考えられますので、このような読替規定を設けたものでございます。

第19条は条番号の変更のみ、別表第1及び別表第2は、引用条番号の変更や字句の変更であり、施設利用料金等につきましては変更がございません。

最後に、附則であります。議案書15ページをご覧ください。

まず、1として、この条例の施行期日を平成18年4月1日といたします。そのため、2として、この条例の施行日前に利用日が4月1日以後の利用申請を行い、3月31日現在、町長が利用許可をしていない場合、これを指定管理者に申請したものと見なし、又、施行日前に町長が許可した4月1日以降の利用についても指定管理者の許可とみなすという経過措置でございます。

以上、簡単でございますが提案理由の説明とさせていただきます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。8番。

●音喜多議員 2点ほど聞いておきたいと思います。

会議室の使用に伴っての今回指定管理者になると完全に公的な部分であった会議室が指定管理者の方に権限が及ぶということになると思うのですが、今日まで使ってきた形態が完全に移るわけですけれども、公的に便宜があったというふうに思いますが、その辺の扱いについてどのようになるのかが一点と、この条例等にどこを見ても書かれてはなく、ただし、指定管理者の指定の権限を持つ町長がになるのかも知れませんが、防災上の観点から建てるときそういう議論をしてきた経緯があるわけですが、災害時の場合の指定管理者になった場合、どういう方法で扱うのか建設当時から議論の中では防災上の観点も重々含まれての建設という言い方をしてきた経緯があるというふうに思うのですが、今回どういう位置づけにということかどういう扱いにしようとしているのか。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） まず、一点目の会議室の使用の関係でありますけれども、お客様が直接指定管理者へ許可申請書を提出し、指定管理者が許可をするという形になります。料金も指定管理者が徴収して自分の収入とするということになります。使い方については、今までは町長あてに許可申請が現場、受託管理者のもとに出されて、最終的な許可権限は町にあったわけでありましてけれども、お客様の利用の形態としては何も今と変わるものはないというふうに考えておりますし、それから利用の公平性、或いは利用料金の免除規定についても、この条例の中で規定されてますのでこれについても変わるものもないというふうに考えております。

それから、緊急時の対応についてどうするのかというご質問ですが、指定管理者と協定を結ぶ段階において、協定書というのが交わされますが、そういった文章の中で緊急時にどう対応をするかについては規定をしてまいりたいというふうに思っております。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 公的な部分の使い方は、従前と変わらないということを確認しておきたいと思います。問題は防災上、災害時というか、この厚岸町は色んなことが想定されるわけですけれども、あそこはそういった意味では、非常に公的な部分として施設として、いざという時にはそういうことが想定されるわけでありまして。従って、そういう時点になったときに、過去にもそういう話しもありましたよね。避難騒動のときにあそこに行った時、誰も開けてくれなかったという反省すべき意見もあったわけですから、当然そのことを重々、指定管理者制度に移行して建物すべてがそういう権限のもとで、災害の時に不特定多数の者が町民が入ったとするならば、次の日の営業からにも影響を及ぼすことになるわけですけれども、その営業よりも元は町民の財産で作った施設ですから、そういったことには、町民の皆さんは、あそこは公的な施設だというふうに思ってますか

ら、その辺は重々考慮の上で今回結ばれたんだろうと思いますが、その辺如何ですか。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げます。

今回指定管理者への管理の代行をさせるという施設ですけれども、公の施設に相違はございません。基本は公の施設でございます、それぞれの施設におきましては、災害時における避難場所の指定というコンキリエだけに限りませんけれども位置づけがされているわけでございます、所謂、災害緊急時には、住民の生命を守ることが何よりも優先して実施されなければならないということになります。この辺の運用につきましては、直接管理、指定管理者の代行に限らず、適切に対応出来るように運用してまいりたいと考えておりますのでご理解を頂かないと思います。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。1番。

●室崎議員 今の災害時の問題に関して気になりますのでお聞きします。

味覚ターミナルコンキリエの建物なんです、避難の問題でのみ答弁の内容を伺ったのですが、現在、あの建物は緊急時の位置づけはどのようになっていますか。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

まず、避難場所としての位置付け。もう一つ、防災行政無線の基地局、子局でございます、こちらの防災無線の機能が察知出来ないときの予備局としての位置づけという形になってございます。

●議長（稲井議員） 1番。

●室崎議員 緊急時においては、当然その問題が出てくると思うんです。それで、防災行政無線のサテライトと言いますか何局と言うのですかね、本局と子局みたいなものですが、その時には、万が一、大きな津波でこの役場が防災の総合司令署みたいなものの機能が十分果たせない時には、あそこに持っていくということまで考えて防災行政無線の基地の機能を負わせているんだという説明も議会で聞いています。そういう問題について、緊急時にどうするんだという時にお話がないんですよね。これは指定管理者になったから変わるというものではないと思うんですけども、そういう点を含めてきちんとした対応を明確にしておく必要があるんじゃないかと思うんですけど如何でしょう。

●議長（稲井議員） 総務課長。

●総務課長（田辺課長） お答え申し上げたいと思います。

災害時の対応というのは、ご理解頂いてるとおり、町長を本部長とする行政、所謂、災害対策本部が中心となって活用するということになります。当然、その施設の管理をしている指定管理者との連携という部分も出てまいりますので、その辺については、今後更に詳細に渡って明確にするように努めてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

●議長（稲井議員） 1番。

●室崎議員 解りましたのでよろしくお願いいたします。それですね、議案1号以外にも指定管理者の問題がございますけれども、そういうことについては、議会に対して決まったあと報告なりを考えてらっしゃいますか。

●議長（稲井議員） 助役。

●助役（大沼助役） ただ今のご質問であります。

コンキリエ条例に関しまして言いますと、5条の4号で持って、指定管理者が行う業務の範囲というものを定めております。4号でその他町長が定める業務という1号を設けております。この1号を設けた意図というのが、まさに今ご質問がありました災害時等々の対応、この業務を指定管理者にさせていただくという内容になっております。

この詳細に関しましては、先程まちづくり推進課長がご答弁させていただきましたとおり、協定の中で明確に謳って行くと。今後、3月の議会で実際にどこにこの公の施設を指定管理者として指定するかということを経済をいただくこととなります。この議決をいただく時にその協定の内容等々をご説明申し上げるということになっております。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。12番。

●谷口議員 13条の利用料金の免除ですが、これについては、先程も音喜多議員の方で質問されておりましたけれども、規則の方で明確にしていくということになると思うんですよ。規則も当然現在の規則と変わってくると思うのですが、その辺についてはどのようになるのか説明をお願いいたします。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 今、ご質問者がおっしゃるとおり、免除の具体的な条件等々については、規則で定めるということになっておりますが、その規則の改正の検討中であります。まだ、この条例が通った後で規則改正に取りかかるわけでありましてけれども、今のところ免除のする場合、或いは利用する場合の条件等については、現行の規則と内容は変えないという方向で検討しております。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口委員 現行の規則でいけば、一定の基準、公共的な事業やそれに準ずるような団体等の事業だとか、特に町長が定めるといふことになっておりますよね。そういうことからすると、今度は指定管理者の方が権限を持つわけですよね。そうした場合に一方的に指定管理者の考えで排除される。或いは、今まで当然免除されていたものも今度は利用料金は全て向こうの収入になるわけですから、殆ど範囲が狭まってしまうということになっていかないのかどうなのか、その辺どういふふうを考えてますか。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 現行の規則で免除の条件、どんな場合に免除出来るのかという具体的な6号に渡って規定をしております。

これは、各施設の条例と同様の内容になっておりますが、これについては、指定管理者制度になりまして規則でその部分を規定するということになります。ただ、最後の6号は、今までは町長が必要と認めるときというのがありましたけれども、ここは指定管理者が認めるときというふうはこの部分は指定管理者の権限に委ねられるという違いがでてまいります。しかしながら、町長は指定管理者が必要と認めるときということについても、今までの実態と同様の方法で指定管理者がその対応が出来るようにしていきたいと考えております。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口委員 結果的に指定管理者の制度で運用されているところが全国各地にあるわけですが、以前、今までは、当然利用出来たところから閉め出されてしまふとか、入れた所にも入れなくなるというような事が結構あるんですよ。そういうことが、今回のこの条例によって厚岸町で町民の施設でありながら町民が利用できなくなってしまうというような事態は、きちんと避けていかなければならないのではないのかなというふうに考えるのです。その辺ではどのように考えているのかもう一度説明をお願いしたいと思います。

●議長（稲井議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（福田課長） 現在の規則におきましても、免除の条件については、かなり事細かに規定をしております。詳解いたしますと、一つは厚岸町と共催して条例第3条に事業に利用するときということで、条例の第3条に事業が羅列されておりますけれども、厚岸町と共催して利用する時は免除だという規定。更には、町若しくは町の委員会が主催する、又は国と共催する事業は免除であると。町内幼稚園、小中学校又は高等学校が利用する時は免除であると。公共団体又はその他町長が別に定める公共的団体が利用するときという規定がございまして、これで多くの団体がその中に含まれてくるといふふうを考えられます。

更には、身体障害者の方々の利用ということになっております。従いまして、この会議室の利用そのものが今の実績で言いますと利用料金の収入があるのは、今年度については1件、金額は千円以下という条件に止まっておりますので、指定管理者が自分の収益を考えて免除規定をどうこうするという必要性はそんなにはないのかなというふうに思いますけれども、しかしながら、指定管理者が認めたときという内容につきましては、指定管理者等と協定で具体的に謳うか謳わないかは別として、すべて謳わなければならないというふに考えております。

- 議長（稲井議員） 他にありませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略をし、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。日程第8、議案第2号 厚岸町職業訓練センター条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。まちづくり推進課長。

- まちづくり推進課長（福田課長） ただいま議題となりました、議案第2号 厚岸町職業訓練センター条例の制定について、提案理由を説明いたします。

厚岸町職業訓練センターは、昭和48年の開設当初から、職業訓練法人の厚岸町職業訓練協会に管理を委託し運営してまいりました。

本施設は、雇用対策法及び職業能力開発促進法の目的を達成するため、労働者の自発的職業能力の開発及び向上のため、その職業訓練及び職業教育訓練を受ける施設として設置した経過を踏まえ、平成18年4月からの指定管理者による管理に移行することを目指して、この度の条例改正をしようとするものであります。

次に条例改正の考え方についてであります。

現行の「厚岸町職業訓練センター設置条例」を指定管理者制度に対応できる条例にするためには、「指定管理者による管理」、「指定管理者が行う業務の範囲」、何らかの理由で、指定管理者による管理ができなくなった場合、直営で管理するための「読替規定」の新設が必要となります。

また、「管理委託」条項や「委託料支払い」の規定の削除、更には、公の施設の管理に関する権限を指定管理者に代行させることによる字句の変更など、改正が多岐にわたることから、現行条例の趣旨を活かしながらも全部改正をしようとするものであります。

それでは、条を追って主な改正の要旨を説明致します。別に配付しております議案第2号説明資料「厚岸町職業訓練センター条例新旧対照表」をお手元においてご覧いただきたいと思っております。

第1条でありますけれども、現行条例では見出しのところ「目的」となっておりますが、これを他の条例との統一を図るため「設置」という言葉に変更するとともに、字句及び文章表現を精査し、さらには、現行条例では第3条で規定している施設の定義、括弧以下「訓練センター」というところではありますが、これを手前で規定しているという

内容であります。

第2条は、現行条例では第3条で規定していた施設の定義を第1条で行うことにしたための変更でございます。

第3条につきましては、現行条例では「利用者の範囲」として規定していたものを、他条例との統一を図るため、「事業」として規定することにより、利用者の範囲をこれで特定出来るようにしようというものであります。

第4条及び第5条につきましては、自治法によって指定管理者制度に移行する場合、地方自治法によって規定すべきというふうに定められていた内容であります、第4条では、指定管理者制度の大原則であります、指定を受けた法人その他の団体に管理をおこなわせるという内容であります。

また、第5条は、指定管理者が行う業務の範囲を概括的に規定しているもので、第2号で施設等の利用に係る許可権限を付与しており、これが指定管理者制度において可能になったものであります。

第6条は、施行規則から条例規定に変更し、指定管理者制度への移行による字句の精査を行い、他施設条例との統一を図ったものであります。

第7条、第8条、第9条及び第10条は、現行条例には規定はないものの、最低限必要な規定として新たに追加し、他の条例との統一を図ったものであります。

第11条及び第12条は、施行規則から表現を精査して条例規定にし、他の条例との統一を図ったものであり、第13条は、指定管理者が何らかの理由で協定期間の途中で管理を継続できなくなったとき、又は、指定管理者としての適格性を欠き指定を取り消すにいたった場合、新たな指定管理者が指定されるまでの間、あるいは町が自ら管理する準備が整うまでの間、管理主体が空白となる期間が生じ、場合によっては、その間当該施設が休業に追い込まれるおそれもあるということになります。

これらの場合に対処するため、当該施設の管理を町長又は指定管理者のいずれが行う場合においても適用できる規定を盛り込んでおくことが必要と考えられますので、このような読替規定を設けたものでございます。

第14条につきましては条番号が現行条例とは変わっている。更には、字句の精査を行っております。

最後に、附則でありますけれども、議案書19ページをご覧ください。

まず、1として、この条例の施行期日を平成18年4月1日といたします。そのため、2として、この条例の施行日前に利用日が4月1日以後の利用申請を行い、3月31日現在、町長の利用許可を受けていない場合、これを指定管理者に申請したものと見なし、又、施行日前に町長が許可した4月1日以降の利用についても指定管理者の許可とみなすという経過措置でございます。

以上、簡単でございますが提案理由の説明とさせていただきます。

- 議長（稲井議員） これより、本案に対する質疑を行います。なけれな質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。
日程第9、議案第3号 厚岸町生活改善センター条例の制定を議題といたします。職員
の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。

- 町民課長（久保課長） ただいま上程いただきました議案第3号厚岸町生活改善センタ
ー条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明させていただきます。

本条例の制定につきましては、先に審議されました議案と同様、地方自治法の改正による指定管理者制度への移行に伴うものでありまして、指定管理者の指定に関しては、施設の設置条例で、指定管理者に施設の管理を行わせることができる規定、開館時間や休館日、利用の制限などの管理の基準、施設の維持管理などの業務の範囲、利用料金に関する事項、などの規定を整備する必要があり、現行条例の規定と対比しますと条文規定の追加によります条番号の変更、さらには、「使用」という字句が「利用」に、同様に「町長」を「指定管理者」へ、「使用料」を「利用料金」へと、字句の変更箇所が、条例全般にわたりますことから、条例の全部を改正することとしたものでございます。

改正案の内容の説明は、別に配布をさせていただきました、議案第3号説明資料、厚岸町生活改善センター条例の全部を改正する条例新旧対照表で説明をさせていただきますので、こちらをご用意ください。

左から現行規定、改正案、右側が改正要旨でございますが、現行規定と対比をして変更や新たに規定する部分に、アンダーラインを引いておりますので、ご参照ください。説明は、改正案を中心にさせていただきます。

第1条（設置）、第2条（名称及び位置）、第3条（事業）については、変更はございません。

第4条（指定管理者による管理）を新たに規定しております。第4条 改善センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第5条（指定管理者が行う業務の範囲）これも新たな規定でございます。第5条指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。1号第7条の利用の許可に関する事。2号施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する事。3号その他町長が定める業務でございます。

第6条（利用時間及び休館日）この規定は、現行の条例施行規則（第2条）で規定している内容ですが、管理の基準として条例に規定する必要があることから、新たに規定するものでございます。

第7条（利用の許可）この規定は、現行第4条の規定であります。使用を利用と、町長を指定管理者と、変更した以外、改正はございません。

第8条（利用の制限）この規定も、現行第5条の規定そのままの内容でありまして、使用を利用と、町長を指定管理者と字句の変更でございます。

第9条（利用許可の取消し等）現行第6条の規定と同様の規定でございますが、こちらも使用を利用と、町長を指定管理者と字句の変更しておりますし、第1項第3号及び

第2項では、適用条項の変更が生じたことから、第1項第3号では「第7条第3項」と、第2項では「第7条第1項」と、それぞれ適用条項の変更整理をしたものでございます。

第10条（転貸等の禁止）現行第7条の規定ですが、使用者を利用者に変更する以外に変更はございません。

第11条（利用料金）利用者は、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。2項利用料金は、利用の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、利用後に納付することができる。3項利用料金は、指定管理者の収入とする。4項利用料金は、別表第1及び別表第2により算定した額（その金額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。5項葬祭を目的として利用する場合の利用料金は、前項の規定にかかわらず、2暦日を1回の単位として、別表3に定める額とする。6項指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を免除することができる。この11条では、利用料金は指定管理者に納入する規定、利用料金は指定管理者の収入とする規定など、現行の第8条の規定について、規定を整理・追加をしたものでございます。

第12条（利用料金の還付）、第13条（特別設備の許可）、第14条（利用者の責務）、第15条（損害賠償）の規定ですが、字句の変更以外に現行規定の第9条から第12条までの規定の趣旨が変わる内容ではございません。

次のページですが、現行条例の規定、第13条（管理の委託）、第14条（委託料の支払い）を削除いたしまして、改正案の第16条として（町長による管理）を新たに規定するものです。これまでの説明と同様にこの町長による管理規定は、指定管理者がやむを得ない事情により管理業務ができなくなった場合に、町長が直接、管理にかかる業務を行うことができることとし、第2項では、町長が管理業務を行うにあたって、第6条から第14条、さらには別表1から別表3にわたり、指定管理者を町長と読み替えるなどの、字句の読み替えなどを規定整備したものでございます。

第17条は委任規定でございます。次のページですが、別表第1（施設利用料金）、別表第2（電気・暖房利用料金）、別表第3（葬祭利用料金）を規定しておりますが、いずれの規定においても、現行規定で「使用料」「使用」となっている字句を、「利用料金」「利用」と変更した改正でありまして、それぞれ現行条例で規定している金額の変更はございません。

おそれいりますが議案書24ページにお戻りください。

附則でございますが、改正後の条例の施行期日は、平成18年4月1日から施行するものでございます。2項（経過措置）ですが、この条例の施行日前の申請にかかる、施行日以後の取り扱い規定でございまして、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に町長に対してなされた施行日以後の改善センターの施設等の利用に関する申し込みで、この条例の施行の際、町長の許可を受けていないもの又は施行日前に町長がした、施行日以後の改善センターの施設等の利用に係る許可は、施行日以後においては、この条例による改正後の厚岸町生活改善センター条例第7条第1項の規定により、指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした許可とみなすものでございます。

以上、大変簡単な説明でございましたが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。

きます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長（稲井議員） これより本案に対する質疑を行います。8番。

●音喜多議員 ここでちょっとお聞きしたいと思います。

商工会の場合というか委託先が3月定例会で出すということですから、指定管理者がどこになるかは決まっていらないのですが、今までの委託先が商工会という経緯でこのまま行くんだろうというふうに思います。

そこで、先程味覚ターミナルの場合は、営業活動が中心なのですが、商工会の場合は、そういうことがきっちとした目的ではなくて、所謂、業者間の指導というかそういった目的のもとで設定されているわけですが、指定管理者になった場合にその指定管理者がこういう公の施設を使う場合、今この条例では使用料は指定管理者の収入とすると。自分の懐に入るよということになるわけですが、指定管理者が自分たちの場合で使う場合は、それは収入はなしということになって良いのか。そうすると第3条の事業目的が、所謂、地域農林漁家の生活向上という本来、建てた目的から外れている部分ですけれども、そういった場合にその見合いに収入というか、その委託費の中からある程度減額するというふうになるのかどうなのか、その辺はどのように対応しようとしているのか。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） お答えをさせていただきます。

今、お話がありましたように3月の議会には、私どものこれまでの管理受託者でございます厚岸町商工会に指定管理者になっていただこうと事前のお話もさせていただいておりますし、その方向で今後詰めていこうということで考えているところでありまして、お話がありました商工会が指定管理者になった場合の指定管理者が利用する場合の料金のお話でございます。

現行の生活改善センター条例及び規則の中でも使用にあたっての減免の規定をされておりまして、これは先程、味覚ターミナルの中でもお話が出ておりましたが、商工会の場合は、公共的団体という括りの中で、漁業協同組合・農業協同組合同様に使用にあたっては減免の対象になるという要綱を町が整備してやっってるわけでありまして。指定管理者になったからならないかということではなくて、現時点での公の集会施設等の使用にあたっては、厚岸町商工会も減免団体の対象になってるということでありまして、減免料金はタダというのが今の段階では原則でございます。見合いの使用料についてのお話でしたが、今回出させていただきます全部改正の趣旨そのものは、従来と変更なく基本的には利用料金を指定管理者が収入することが出来るということを立てておりますから利用料金が収入になるとしましても、施設の維持管理に関しては、その利用料金の収入を見込んで不足する分については、町が路用負担をするという国が決めました指定管理者の趣旨そのものは、利用という言葉、或いは利用料金という言葉がありまして、利用することによって収入が増えるということ想定をし、事業展開も出来るみたいな事を想定をされて作られておりますが、今回私どもが提案をさせていただ

いております改善センターにつきましては、指定管理者制度に移行したからといって利用が増える、或いは有料利用が増えるというような施設にはなかなかかなりづらいなという意味では、利用料金が増えてくるという期待は余り持っておりませんが、指定管理者に使用負担を押しつけるということにはならないという意味では、管理費用に係る分については町が従来通り負担をせざるを得ないという考え方で商工会の方とも話しをしてるわけでありまして、商工会が利用した分については、自分たちで負担をしてくださいということにはなっておりませんのでその辺はご理解いただきたいと思っております。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 今、課長が言われたように、本来この指定管理者制度という目的は、その一部も今言いましたよね。今の地方においては、例に例えて商工会の話になりますが、本来の目的というか指定管理者制度の良いところを引き出せないで終わって、地方の場合は、マイナスと部分というか可もなく不可もなくというかそういう状況だと。ただ、言えることはあそこの隣に商工会があるから近間だからというのが現実の話ではないのかなというふうに思う。私はそのように感じるんですけども、所謂、商工会がイベントをやって収入を上げるということは、指定管理者制度の中では当然考えられるわけですよ。それは味覚ターミナルも同じですが。それなりのことで収益を上げてくださいというのが、良い例としては旭川の旭山動物園がそういうことになったわけですけども、模範的に言われるわけですけども、そういったことで、そういう事が出来るような策が考えられてそうなる、そこを根拠にして収益、商売というかそういう話しになるんですけども、そういった場合でも見直しをするとか、その時の状況によらなければ解らないだろうけれども、今は考えられないけれどもそういうこともやって良いわけですよ、指定管理者制度というのは。従って、そういうこともあり得る施設であるし、それは今言ったコンキリエもそんなことなんです。

そういった状況の中で生活改善センターの使い方によっては、そういう状況が生まれることもあるわけですけども、そういうことは、全然考えてないということだと私の答弁頂いた分ではそう思うんですけども、その辺は如何ですか。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 答弁が言葉足らずで大変誤解を生みまして申し訳ありません。

今お話しがありました、例えば商工会がイベント等を企画して収益を上げるというような利用がされるという場合についてのお話でございます。

現行条例の中でも、本来、免除の該当する団体であっても利益を求めるものについては有料としますという規定を持っておりまして、改正する生活改善センター条例の中でもそのままその趣旨は規定をしてございます。

従って商工会が利益を目的として色んな入場料を頂いたりとか、観覧料を徴収したりという表現にしておりますが、そういった理由については、当然免除ではなくて有料として使うということございまして、指定管理者に移行後もこのままこの規定を持って

いるということでございます。

●議長（稲井議員） 8番。

●音喜多議員 そこでそういったことが収益が上がった場合も尚かつ、そこはそこ、委託費は委託費かと。端的に言えばそういう状況で捉えるのかということをお聞きしているんですが如何ですか。

●議長（稲井議員） 町民課長。

●町民課長（久保課長） 議員おっしゃられる趣旨は良く解ります。本来的でありますと、1年間の改善センターに係る管理経費については、概ねこの程度というものを予算編成の中で見込んでその額で契約をさせていただいて、後は利用料収入で見てくださいという方法がお願いする側としては一番やりやすい方法でありますし、見えるということになるんですが、利用の状況によって管理経費というのが変わってまいります。そういう意味では年間の管理人をする費用。それから今おっしゃられた利用料金収入。利用料金につきましては、管理費用に充てて頂くという前提で管理委託の協定の中では、1年間のお願いする金額は、管理に要する委託の費用はこの額になりますよというものを協定書の中できちっとしていくわけでありまして、最終的には改善センターにつきましては、年度末精算が謳われないと商工会としては、利用収入のないときは自分たちが負担しなきゃいけないのかという問題も出てまいりますのでそういったこともきちっと協定の中で示させていただくというようなことを今考えてるわけです。

従って、利用収入が増えた場合には、町側が負担する管理費用の補填分が減るんですよという図式の中でご理解をいただければと思います。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

日程第10、議案第4号 厚岸町住の江山の手地区集会所条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町民課長。

●町民課長（久保課長） ただいま上程いただきました 議案第4号厚岸町住の江山の手地区集会所条例の制定について、その提案理由と内容についてご説明させていただきます。

住の江山の手地区集会所につきましては、先の12月開会の第4回定例会におきまして、地区集会所施設として所要の規定を追加する「厚岸町地区集会所条例の一部を改正する条例」を、ご承認いただいたところでございまして、現在は、町が直接管理する施設と

なっております。

当該施設につきましても、先に審議いただきました議案同様に、地方自治法の改正による指定管理者制度を導入予定であります。指定管理者制度による管理にあたっては、施設の設置条例の規定に、指定管理者に管理を行わせることができる規定や、管理の基準等の規定を新たに整備する必要があることから、山の手地区集会所の設置条例として別に制定をさせていただき、所要の規定を整備することとしたものでございます。

また、本条例の附則の規定では、厚岸町地区集会所条例の一部を改正する規定として、住の江山の手地区集会所について規定しております部分を削除する規定、さらには、現行の地区集会所条例では、改正前の地方自治法の規定により、集会所の管理委託に関わる条例規定を設けておりますが、改正後の地方自治法の規定により、既存の集会所の管理は、当面、町が直接的な管理を行うこととしておりますことから、当該条例規定から従前の管理委託の規定部分を削除し、管理人を置くことができる規定としております。

後ほど、条例説明の中で説明させていただくこととなりますが、あらかじめご承知いただきたいと思っております。

議案書27ページでございますが、厚岸町住の江山の手地区集会所条例でございます。

第1条（設置）地域住民の生活文化の向上及び健康と福祉の増進を図るため、厚岸町住の江山の手地区集会所（以下「集会所」という。）を設置する。

第2条（名称及び位置）でございます。集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。
名称 山の手会館やまびこ'05、位置 厚岸町字住の江町11番地543。

第3条（事業）集会所は、第1条の設置目的を達成するために、次に掲げる事業を実施する。1、集会所を地域住民の利用に供すること。2、地域住民の文化及び教養の向上に関する事。3、地域住民の健康及び福祉の増進に関する事。4、その他地域住民のコミュニティ活動の振興に関する事。

第4条（指定管理者による管理）でございます。集会所の管理は地方自治法第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下、「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第5条（指定管理者が行う業務の範囲）指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。1、第3条各号に掲げる事業に関する事。2、第7条の利用の許可に関する事。3、施設及び設備（以下、「施設等」という。）の維持管理に関する事。4、その他町長が定める業務でございます。

第6条（利用時間）であります。集会所の利用時間は、午前9時から午後10までとする。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、町長の承認を得て、これを変更することができる。

第7条（利用の許可）であります。集会所を利用しようとするものは、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。2項、前項の許可は、1時間を単位として行うものとし、1時間未満のときは、これを1時間とする。3項、指定管理者は、管理運営上必要があると認めたときは、その利用について条件を付し、又はこれを変更することができる。

第8条（利用の制限）指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の利用を許可せず、又は利用させない。1、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれが

あると認められるとき。2、集会所の施設等をき損するおそれがあると認められるとき。
3、管理運営上支障があると認められるとき。

第9条（利用許可の取消し等）指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止若しくは中止させることができる。1号から5号まで、従来の集会施設等の規定と大きく変わりございません。2項につきましても、同様でございます。

第10条（転貸等の禁止）これも従前どおりの内容でございます。

第11条であります。（利用料金）利用者は、利用料金を指定管理者に納入しなければならない。2項、利用料金は、利用の許可を受けたときに納入しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、利用後に納入することができる。3項、利用料金は、指定管理者の収入とする。4項、利用料金は、別表第1に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。5項、葬祭を目的として利用する場合の利用料金は、前項の規定にかかわらず、2暦日を1回の単位として、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。6項、町長は、前2項の承認をしたときは、その内容を速やかに告示しなければならない。7項、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を免除することができる。

第12条（利用料金の還付）であります。既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が必要と認めたときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

第13条から第15条まで従前の考え方の規定をそのまま整備をしているところであります。

第16条（町長による管理）第4条の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、集会所の管理に係る業務を行うことができる。2項では前項の規定により町長が集会所の管理に係る業務を行う場合においては、第6条中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「ときは、町長の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第7条、第8条及び第9条中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第11条第1項及び第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「町長」と、同条第4項及び第5項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者が町長の承認を得て」とあるのは「規則で」と、同条第7項中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「町長」と、第13条及び第14条第2項中「指定管理者」とあるのは「町長」と、別表第1及び別表第2中「利用料金」とあるのは「使用料」とし、第11条第3項は、利用料金を指定管理者の収入とする部分であります。これを適用しない、ということでございます。

第17条は、委任規定でございます。

次に、議案書31ページをお開きください。中段からの表「利用料金」にかかる規定でございます。

別表第1（施設利用料金設定基準額）でございます。部屋ごとの1時間当たりの利用

料金上限額を規定したものでございます。和室「200円」、集会室1「200円」、集会室2「200円」、調理室「300円」。摘要欄ですが、「町外の団体若しくは個人、又は町内の団体若しくは個人が入場料・観覧料等、料金を徴収して開催する興行的行事又は収益を目的として利用する場合は「2倍」、町外団体・個人の興業的又は収益目的の利用は4倍」とする規定でございます。

別表第2（葬祭利用料金設定基準額）でございます。1回当たり利用料金上限額を、35,000円と規定するものでございます。

別表1の施設利用料金及び別表2の葬祭利用料金については、いずれも利用料金の上限額として規定しております。実際に運用する利用料金は、指定管理者が町長の承認を得て定めるものでございます。

議案書30ページにお戻りください。

附則でございます。1項（施行期日）ですが、この条例は平成18年4月1日から施行するものでございます。2項（経過措置）でございますが、先にご審議いただきました「生活改善センター条例」同様に、施行日前に前になされた利用申し込みについての規定でございますが、施行日以降は、指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした許可とみなす内容でございます。第3項、厚岸町地区集会所条例の一部を改正する規定でございます。

ここで、別途配布させていただきました議案第4号説明資料、厚岸町住の江山の手地区集会所条例「附則（厚岸町地区集会所条例の一分を改正する条例）」をご用意ください。

左から現行、改正案、右に改正要旨でございますが、第2条であります、名称及び位置です。住の江山の手地区集会所の項を削除する内容でございます。

第13条は、管理の委託から、管理人を置いての直接管理に改める規定でございます。

次に、現行の第14条（委託料の支払い）規定を削除いたしまして、第15条を第14条に改め、以下、新旧対照表のとおり、別表第1（施設使用料）、別表第2（電気・暖房使用料）、別表第3（葬祭使用料）の表から、住の江山の手地区集会所にかかる規定を、それぞれ削除する内容でございます。

現行の別表第4は管理委託先を、集会所ごとに当該地区の各自治会としている表ですが、これを削除するものでございます。

以上、大変簡単な説明でございますが、提案理由の内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） これより本案についての質疑を行います。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

- 議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。次に日程第11、議案第5号 厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正す

る条例の制定についてを議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務課長。

- 総務課長（田辺課長） ただ今上程いただきました議案第5号 厚岸町地区コミュニティセンター条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明申し上げます。

当該改正条例の制定につきましては、4件の条例の一部改正を一括して図るものですが、その内容は、先程まで審議いただきました議案と同様、地方自治法の改正による指定管理者制度への移行に伴うものでございます。提案の一部改正しようとする各条例には、これまで、改正前の地方自治法の規定により、それぞれの施設の管理委託に関わる条例規定を設けていたところですが、この施設管理に指定管理者制度を導入せず、当面、直接的な管理を行うこととするこれらの施設について、当該条例の規定から従前の管理委託の規定部分を削る必要が生じたため、これの処置をする内容のものでございます。

なお、改正部分の内容につきましては、参考資料といたしまして新旧対照表を配付いたしておりますので、これにもとづきご説明を申し上げたいと思います。ご覧いただきますようお願いいたします。

第1条でございますが、改正条例の第1条は、「厚岸町地区コミュニティセンター条例」の改正についてであります。当該条例の第13条で規定しておりました「管理を委託」及び第14条の「委託料の支払」に関する規定、並びに別表第4の「管理委託先」を定めた規定を削る一方で、改正後においては「管理人を置くことができる」とする規定を第13条として設けるものであり、また、条の削除に伴いまして、現行の第15条を第14条に繰り上げるという整理をする内容のものでございます。

次に、第2条の関係でございます。「厚岸町上尾幌地区体育館条例」の改正であります。第1条の厚岸町地区コミュニティセンター条例の改正と同様の趣旨で、記載のとおり改正を行うものでございます。

次に、第3条でございます。「厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例」の改正についてであります。この施設は、これまでと同様に当面直接管理を行うことから、第13条の管理委託の規定を削除するものであり、また、これに伴う条の繰上げ整理を行うものでございます。

次に、第4条の関係でございます。「厚岸町育成牛等一時管理施設条例」の改正であります。これも先の厚岸町営牧場の設置及び管理に関する条例と同様に、第13条の管理委託の規定を削除するとともに、条の繰上げ整理をする内容のものでございます。

ただ今申しあげましたとおり、4つの条例の一部の改正を行うものでございますが、いずれもその施行日を平成18年4月1日とすべく、改正条例の附則において規定するものでございます。

以上大変簡単な説明であります。提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきたいと思います。

- 議長（稲井議員） これより本案の質疑を行います。なければ質疑を終わります。お諮

いたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり決しました。

日程第12、議案第6号 平成17年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。職員の朗読を省略し、提案理由の節米を求めます。税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ただ今、上程いただきました議案第6号 平成17年度厚岸町一般会計補正予算9回目の提案理由を説明させていただきます。

今回の補正予算の内容であります。昨年末から例年を上回る降雪による除排雪経費増加による所要額の追加、及び真龍小学校改築事業に係る経費の補正であります。

真龍小学校改築事業につきましては、平成18年度に事業着手する計画でこれまで耐震診断、基本設計、実施設計等を実施。道教委と関係機関と実施に関わる協議調整を行って来たところであります。しかしながら、この度国の平成17年度一般会計補正予算第1号が1月20日招集された第164回通常国会に提出され、2月3日参議院において可決成立したところであります。この補正予算に公立学校施設整備事業費に関わる予算が措置され、道教委を介し文部科学省から事業要望等のとりまとめがあり、事業調整等の結果、この度補助対策の目途がついた所から係る経費につき補正を行うものであります。

なお、国の負担金及び補助金が平成18年度に繰り越すことから係る経費等について繰越明許費を設定し、翌年度に繰り越すものであります。

議案書の1ページでございます。平成17年度厚岸町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。第1条第1項歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,190,305千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,717,608千円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。第1表でございます。歳入歳出予算補正であります。記載のとおり歳入では3款4項、歳出では2款2項に亘って、それぞれ1,190,305千円の補正であります。

事項別により説明させていただきます。8ページをお開き願います。

歳入であります。11款1項1目地方交付税、普通交付税135,937千円、特別交付税98,514千円、計234,451千円の増。15款国庫支出金、1項国庫負担金、3目教育費国庫負担金、2節小学校費負担金249,436千円の増。2項国庫補助金、8目教育費国庫補助金、2節小学校費補助金135,418千円の増であります。22款、1項町債、8目教育債、2節小学校債571,000千円の増、真龍小学校改築事業債。起債区分につきましては、義務教育施設整備事業債であります。以上で歳入の説明を終了いたします。

続いて10ページをお開き願います。

歳出であります。7款土木費、2項道路橋梁費、3目除雪対策費24,216千円の増。昨年末から年明けにかけて降雪による請負費の増及び今後の経費不足見込額について増額するものであります。内容につきましては、説明欄記載のとおりであります。9款

教育費、2項小学校費、4目学校建設費、真龍小学校改築事業1,166,089千円。内容につきましては、説明欄のとおりでございますが、実施設計委託料21,210千円、施工監理委託料12,300千円、校舎本体建設工事として工事請負費1,125,516千円が主な内容であります。以上で歳出の説明を終了させていただきます。

1 ページへお戻り願います。

第2条繰越明許費であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

3 ページをお開きください。第2表繰越明許費であります。下記の予算を平成17年度から平成18年度へ繰り越すものであります。9款教育費、2項小学校費、事業名真龍小学校改築事業、金額1,166,089千円であります。

再び1 ページへお戻り願います。第3条、債務負担行為の補正廃止であります。

この内容につきましては、昨年3月第1回定例会におきまして平成17年度当初予算において、事項、真龍小学校改築事業実施設計に関する債務負担、期間、平成18年度、限度額、23,600千円として債務負担行為を設定させていただいたところでありますが、この度当該経費を本年度の歳入歳出予算に計上すると同時に、併せて平成18年度へ繰り越す経費として先程の第2条繰越明許費の設定により振替することとするため当該債務負担行為を廃止するものであります。下段に調書補正がございますのでご参照いただきたいと思っております。

再び1 ページへお戻り願いたいと思っております。第4条地方債の補正であります。

地方債の追加は、「第4表 地方債補正」によるものでございます。5 ページをお開きください。第4表地方債補正追加であります。起債の目的、義務教育施設整備事業債、限度額571,000千円、起債の方法、普通貸借又は証券発行、利率5パーセント以内、償還の方法、政府資金については、融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる、とするものであります。

6 ページをご覧ください。地方債に関する調書補正であります。表の下段合計欄でございますが、16年度末現在高12,049,540千円、今回571,000千円増額し発行見込総額で1,374,800千円となり、17年度末現在高見込額は12,169,918千円となるものであります。

以上で議案第6号の説明を終了させていただきます。大変雑ぱくな説明ではありますがご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（稲井議員） 相談なんですけど、質疑は午後からしたいと思うのですが如何でしょうか。よろしいですか。それでは昼食のため休憩いたします。再開は午後1時とします。（「休憩時刻午前11時50分」）

- 議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。議案第6号についての質疑を行います。3番。（「再開時刻午後1時00分」）

●南谷議員 款項目でなくてよろしいですね。

●議長（稲井議員） それではね、第1条の歳入歳出予算の補正、7ページ事項別明細書から進めて行きます。それでは3番。歳入から歳出含めて。

●南谷議員 休憩をお願いします。はっきりしてもらったほうが。

●議長（稲井議員） 休憩します。

（「休憩時刻午後1時01分」）

●議長（稲井議員） 再開いたします。それでは8ページの11款 地方交付税、1項 地方交付税、1目 地方交付税。ないですか。なければ、15款 国庫支出金、1項 国庫負担金、3目 教育費国庫負担金。2項 国庫補助金、8目 教育費国庫補助金。9番。
（「再開時刻午後1時02分」）

●松岡議員 第6次3ヶ年計画と今回の補正後事業計画、随分、差がありますね。これはどうということなんですか。

国庫補助金においても172,000千円も国庫補助金が減っていると。逆に一般財源、地方税は120パーセント近く増えていると。この辺りの事情を説明してください。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

このお手元の資料の議案第6号説明資料の内容で今回の補正の額との差異でございますけれども、国庫補助金等につきましては、所謂、文教施設公立施設整備事業費の平米単価の一定の額をもって第6次3ヶ年実施計画を昨年作成しております。今回、この2月の議会における補正の内容につきましては、道教委を通じ国からある程度の単価を示されまして、その単価に基づいて国庫負担金及び国庫補助金をはじいてございます。

従いまして、義務教育整備事業につきましては、単価掛ける面積の補助率を掛けて補助金が決定されます。その裏財源として起債が決定されてまいります。その差異が今回第6次3ヶ年実施計画に示す数字と今回の補正予算の差異になっているということでございます。

●議長（稲井議員） 9番。

●松岡議員 当然、補正前の事業計画では、所謂、第6次3ヶ年事業計画に基づいた計画を立てたと思うのです。こんなに差があったら計画が計画でなくなってしまう。国の補助金で172,000千円、事業費もちょっと減ったけど、172,250千円減ってるんですよ。3ヶ年計画でいったら。

一方、地方債は116,000千円増えてるのです。所謂、地方債が増え一般財源が増えるということは、町の持ち出しが非常に多くなってくるということです。3ヶ年実施計画を何のために作ったのか、全然意味がなくなっているんです。少なくとも計画とおりとはいわないにせよ、計画というのはでたらめのものではダメなんです。我々は、3ヶ年実施計画に基づいてやはり審議をし、又我々の腹の中では概算もしているわけですよ。この3ヶ年実施計画自体に対して不信感を持たざるを得ない。これに対してどうお答え出来るのですか。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

ご存じのとおり第6次3ヶ年実施計画につきましては、平成18年度、19年度に校舎を2ヶ年に亘って実施するという位置づけをしております。この18年度、19年度につきましては、昨年来文教施設につきましては、国の三位一体改革に基づきまして、所謂、補助金の削減の対象になってございます。従いまして、本年度までは従来どおりの補助金の単価による補助の負担金補助金算定がされますが、18年度以降におきましては、補助単価による補助金の算定がなされるか全く不透明な状況でございました。その意味を持ちまして従来の例えば、所謂、補助単価を例えば15万円としますか。それが18年、19年度には15万円がくるかどうか解らないというような考え方から安全圏をもって補助単価に見合う、所謂、補助金負担金の数字をはじいて3ヶ年を組み立てたというところにあります。

従いまして、先程おっしゃられました172,250千円の差異、それに連動する起債の額の差異が大きく出ているということでございます。この度、2月補正でございますけれども、国の補正によりまして従来どおりの補助単価によって算出して計上させていただいております。その補助単価につきましては、過去いろいろ学校を建設してきた際の一定程度の補助単価の最低ラインと申しますか、この程度は確保出来るだろうという見込みの元にその単価を設定して、面積に対して補助単価を掛けて補助金を算出してございます。従いましてそれらの差異が主たるこの誤差の要因でございます。

●議長（稲井議員） 9番。

●松岡議員 実際計画が計画でないんですよ、これ程の差異があるのに。計画が何もならない。やはり、情報の収集についても問題があると思うんです。国の政策がどんどん変わって行くかも知らんけれども、やはりその辺りも頭の中に入れて考えながら実施工に近い計画を出すのが本当ではないのですか。まるっきり3ヶ年計画と実施計画が全然施工金額が話しにならないですよ。3年も2年も金を掛けて計画を作ったのか、全く無駄な金を使ってると言わざるを得ない。これに対してどう反省するのですか。反省してもらいたいと思うんですよ。それからこれだけの持ち出しが多くなったわけですが、今後厚岸町の財政運営についても非常に問題が出てくるのではないかと思うのですが、これらについてはどう考えてるのですか。ご答弁お願いします。

●議長（稲井議員） 管理課長。

●管理課長（米内山課長） お答え申し上げます。

真龍小学校改築事業全体計画の中で3ヶ年計画との誤差、差異と申しますか大きく狂っているというご指摘でございます。実際のところご指摘とおりでございまして、実は6次3ヶ年計画ですが、これを計画する際は平成16年度に計画をあげます。計画をする際に基本となる先程からおっしゃられております情報といたしまして、平成15年度の事業の情報によって計画をせざるを得ません。

それでひとつ申し上げますと、実は先程、税財政課長の方から国の国庫補助金の情勢、苦しい削減されてきてる推移をお話申し上げたと思っておりますが、実は平成15年までは公立施設整備事業の実施単価と補助単価の差がそうありませんでした。実質私どものデータではございませんが、帯広市のデータをいただきまして試算しますと大体15年度までは実施単価の90パーセント台の補助がいただいていたという単価構成になっていたという状況にあります。

ところが平成16年度からいきなり60パーセント台に実は補助率が下がって来ているというような状況がございます。この情報を掴んだ以後、おっしゃるとおり今までの3ヶ年ベースでは事業計画が難しいという中で、実施設計の中で工事費全体を落とすようなスリム化を進めてまいりました。その結果事業費全体でも減ってはございますけれども、今の国の補助の状況の中では減って行く状況にあります。その中で事業化をする時に今回の来年度から補助制度が更に変わって不利な状況になるというのを踏まえまして、やはりこの次期に補正の部分で事業計画をすることが望ましいだろうということで、今回お願いしていることとございます。3ヶ年との差異については、以上でありますのでご理解頂きたいと思っております。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 今後の財政運営についてどのようなお考えかということでございますが、この度提案させていただいてる内容につきましては、一般財源として、230,000千円ほどの財源を捻出というか一般財源を用意しなければならなかったところとございます。

しかしながら、これはあくまでも先程申し上げましたとおり、国の従来どおりの補助単価により決定されるものでございます。補助単価が上がることによってこの義務教育施設整備事業につきましては、補助単価の増減によりまして起債も連動いたします。それによりまして、一般財源の増減も当然出てまいります。

そういう意味から、今後まだ確定的なものではございません。今後また国の動向の推移を見ながら所謂、補助単価のアップ等を期待しながら所要の調整を諮っていききたいというふうに考えております。但し、この単価がどのような推移になるか、あくまでも国の補正予算が2月3日に可決してありますが、それによって全国の集計によって全国枠の補助額がどの程度の要望があるかによって補助単価が決定されるということでござい

ますので、その辺の情報収集を早め早めに行って町の持ち出しの一般財源がどのような推移になるかということを見極めながら財政運営に努めてまいりたいとこのように考えております。

- 議長（稲井議員） 休憩いたします。
（「休憩時刻午後1時16分」）

- 議長（稲井議員） 再開いたします。

この議題の進め方について大変私の不手際で皆さん達にご心配をかけたことに対してお詫びを申し上げます。一議題3回の質疑というふうに規則で決まられておりますので、冒頭言いましたようにこれは本会議で審査するというに既に決定をしておりますので3回の質疑ということで進めたいと思いますのでご了承願いたいと思います。

それで松岡さんの先程の3回質問しているのですが、特にもう一度発言を認めて議事に入りたいたいとこのように思いますのでよろしくご了承のほどお願いいたします。9番。
（「再開時刻午後1時29分」）

- 松岡議員 全体的な数字は、先程言ったとおりです。

全然去年の3ヶ年数字と今実際にやろうとしているのがなっていないんです。話しになっていないんですよ。計画だからなってもなくても良いんですと言ったらそれまでかも知れんが、計画を作って我々に示すのなら少しでも現実に近いものを出すのが本当ではないのですか。そういうことから言って私は3回質問しましたから、問題は3回目に言ったように今後の財政運営について支障がないのかどうなのか。財政運営は当初の計画どおりやっていけるのか。かなり大まかですね、真龍小学校に対しては。当然計画は18年度ですけれども、17年度に切り替えたと考え直したと同じだと思うのですが。非常に持ち出す金が多くなって来てるんです。非常の今後の財政が心配されるわけですが、その見通しをきちっと説明してください。

- 議長（稲井議員） 税財政課長。

- 税財政課長（佐藤課長） お答えさせていただきます。

今後の財政運営ということでございますけれども、資料の3ヶ年実施計画に伴う一般財源につきましては、18年度19年度の補助金が500,910千円、起債が465,100千円、一般財源が309,190千円ということになっております。これは18年度19年度で校舎を2ヶ年に渡って実施するということでの第6次3ヶ年実施計画の詳細でございました。

この度、提案されている内容につきましては、1ヶ年平成18年度に繰り越して実施するというので、その一般財源が先程提案理由で説明させていただいたとおり210,235千円ということで98,955千円の一般財源が第6次3ヶ年実施計画よりも減額となっております。

しかしながら、起債等につきましては、571,000千円との差で若干の上回りを持っておりますけれども、やはり事業を実施するためには、一般財源が確保できなければこの

事業は実施出来ません。そういう意味を持ちまして2ヶ年で実施する計画であった第6次3ヶ年実施計画よりも約1億の一般財源の必要ということである程度の財政担当としては考えております。

今後この数字が文部科学省、道教委を通じてどの程度まで補助単価が上がるかこれを注視しながらこの一般財源の持ち出しを少しでも少なくし、19年度以降の所謂、体育館に備えて行くような財政運営に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解賜りたいと思います。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。3番。

●南谷議員 まちづくりの基本は人づくりが一番大切なことと認識をしております。将来の厚岸町を担う子供達の教育の場、更には広く町民の皆さんにも解放される真龍小学校の改築事業予算が前倒し、ゼロ国債で本臨時会に上程されましたこと町長始め教育長、教育関係の関係所の皆さん各々の努力に対しまして、私は先ずもって経緯を表すところであります。

総事業費が1,632,591千円。このうち本臨時議会に上程されました校舎改築費が1,166,629千円の内、町が負担しなければならない金額の内、571,000千円を町債で補うわけですが、教育はお金に変えがたいおものでありますし、町財政がひっ迫している中、学校を改築していかなければならない、かつては床潭や太田の学校を改築した頃よりも国の補助制度が非常に厳しくなっている。果たしてこの学校を改築していく財源が本当に大丈夫なんだろうかという声が町民の中に多くございます。これも町民の皆さん将来の厚岸を思う心からなのかなと感じるものでございます。

そこでお尋ねをさせていただくのですが、571,000千円についてお伺いをさせていただきます。大変立派な参考資料をいただきました。真龍小学校改築事業全体計画、平成17年度地方債が571,000千円、一般財源から210,000千円。この一般財源の210,000千円ですが、どのようにして拠出されるのかと先ず第1点目でございます。

更には、地方債として借入をし借りるところは、政府資金になるという説明を受けました。義務教育施設整備事業債ということですが、この内容についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

この償還方法や金利でございます。今後のことでございますから確定的なことは申せないと思っておりますけれども、現状で判断する限りどの位の数字なるのかなと。又、何年間でどのように償還をしていく、されるのか。この償還年限全体で金利がどの位におよそなるのか。金利の総額は幾らになるのか。又、単年度元利合わせてどの位の償還額になるのか。利息が幾らで元金が幾らになって行くのか。

更には又、償還する段階で国の方からの補助はどうなのか。もし補助対象となった場合、この補助額を減となると実質単年度の償還元利の数字は、単年度でどの位になるのかお尋ねさせていただきます。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） ご答弁申し上げます。

先ず、1点目の一般財源の真小に限ってご答弁させていただきます。1,166,089千円の財源内訳でございますが、本補正予算議案の11ページにありますように、国庫補助金負担金384,854千円、地方債義務教育施設事業債571,000千円、一般財源210,235千円となっているところでございます。この210,235千円につきましては、9ページの歳入地方交付税の中の234,451千円の内、除雪対策費充当しております24,216千円を差し引いた額と同額の210,235千円をもって一般財源に充てたということになります。2点目の政府資金等、所謂、起債の義務教育施設整備事業債の内容でございます。先程、質問者の方からも現段階でということのお話でございますので、私どもも現段階でのという前提をもってお話をさせていただきます。発行額571,000千円につきましては、私どものこの所謂国の補助事業につきましては、財政融資、所謂、政府系資金がつくものというふうに考えております。一般的に義務教育施設整備事業債につきましては25年間の償還。その内、3年の据置というふうに財政融資の場合は決まっております。

利率につきましては、2パーセント前後ということでございますが、最近の長期プライムレート等利率の変動を考えますと、少し多めに見た方がよろしいかなと考えております。従いまして、大体2パーセントから2.5パーセントの間で超概算ではございますが、借入実行日を翌年度の繰り越すことによりまして、19年3月25日を想定させていただきます。最終償還予定利息は、これを元に計算させていただきますと199,000千円ほどになります。これで元利合計いたしますと770,000千円を25年間をもって償還するということになります。

3番目の単年度はどうなるのかということになりますが、この770,000千円を単純に25年で割ることによりまして、年30,000千円ほどの償還、公債費としての支出になるかと思っております。

それからこの義務教育施設整備事業債についての国の措置、所謂、裏財源ということのご質問かと思っておりますが、この度の国の補正に関わる義務教育施設整備事業債につきましては、この次期における国の補正ということもあって国の一定の手当がございます。この手当ということにつきましては、交付税の基準財政需要額に一定程度の率をもって算入するというふうに通知がまいっております。その率につきましては、現段階では元利償還金、元金と利息の償還金の毎年の合計額の6割を普通交付税の基準財政需要額に参入するというふうになっております。これは所謂、最近は公債費方式というふうに言っておりますが、これで全て賄えないものにつきましては、交付税の単位費用等で措置するという情報が入っておりますが、これは定かではありません。

それから5番目の補助金についてでございます。この補充金が私が先程提案説明で目途がついたということの提案説明をさせていただいておりますが、道教委を介し文部科学省にそれぞれのヒアリングをもって行っております。全く補助金がゼロになるということは、財政担当としては考えておりません。従いまして、補助金が全くゼロですということになりますと起債も当然借入することは出来ません。そうした場合には、最悪の場合お断りをして厚岸町は真龍小学校を止めると言わざるを得ません。1,166,089千円の一般財源はございませんのでご理解頂きたいと思っております。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 詳しく説明を頂いたわけですがけれども、今の説明ですと償還元利合計が770,000千円で3年据置で25年間という説明です。770,000千円を25年で割るとおっしゃっているのですが据置ということは延べで28年になるのですか。22年になるでないですか。違いますか。

将来のことなので大変苦勞をされて答弁をしていただいたということで感謝を申し上げたいところでございますけれども見えない数字なんで。良く理解をさせていただきました。

私が心配するのは、3年据置後その後19年から据置ですから22年からの償還になって行きますよ。この元利を含めた償還額をもう一度お尋ねするんですけれども、不確定要素があるのでおおよそ良いのですが、町財政にどう影響を及ぼして行くのかなど。おおよその位の国が戻るものが算出出来ないのなら出来ないでかまいません。おおよその位の数字になってそれが厚岸町の財政にどのような影響を及ぼすのか再度お尋ねさせていただきます。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） 先ず、即答出来る点について説明させていただきます。

先程、私25年間で割ると言った数字は、3年間の据置を当然含んだ数字で言っております。これは3年間は利息のみです。従いまして、2パーセントとしますと年10,000千円ほど3年間続くこととなります。その後財政融資の場合は元利金等でございますが、今この場で元利金等の計算はできませんので元金均等で簡単に説明させていただきます。571,000千円を22年で割りますと年約26,000千円の償還となります。それに今申し上げました571,000千円に2パーセントの利率を掛けますと約10,000千円ですから4年目から27,000千円程度の所謂、償還額元金と利息を含めた額が22年間続くということとなります。

従いまして3年後の4年目から27,000千円の約6割が16,200千円に相当します。これが交付税の基準財政需要額に算入されると、従いまして残りの4割は、純粋な持ち出しということとなります。但し、あくまでも基準財政需要額でございます。交付税を算定するにあたっては、基準財政需要額、それから基準財政収入額の差し引きをもって交付額が決定されます。そういう意味を持ちまして単純に16,200千円を基準財政需要額に算入されると言いましても、この額がストレートに交付されるということを私は申していないことをご了解いただきたいと思います。

それから年間の数字につきましては、もし22年間の数字につきましては、それぞれの年におきましてどの程度の数字になるかということにつきましては、若干計算する時間をいただければ出せるかなというふうに思いますがよろしいでしょうか。

●議長（稲井議員） 休憩します。

（「休憩時刻午後1時52分」）

●議長（稲井議員） 本会議を再開いたします。税財政課長。
（「再開時刻午後1時58分」）

●税財政課長（佐藤課長） 大変貴重なお時間をお取り頂きまして申し訳ございません。心よりお詫び申し上げます。

先程の質問にお答え申し上げます。先程2パーセントから2.5パーセントで想定しているということで一般的にこういう計算をする場合、最近コンピューターが使われておりますので、電算に入力させていただいて2パーセントから2.5パーセントの間の2.3パーセントで取り敢えず計算をさせていただきました。元利金等償還に置き換えて計算したところ、当初据置期間の3年間につきましては、約13,000千円。それから3年後の平成22年度からは合計が33,218千円。元利均等ですのでずっと22年間変わりません。その内約6割が交付税の基準財政需要額に算入されると計算した場合、単純に60パーセント掛けますと19,931千円ということになります。これが毎年の償還の内訳になろうかと思えます。

総体では571,000千円プラス利息分が199,000千円ほどで交付税の基準財政需要額のこれの6割ということになりますと約308,000千円。先程の数字と大体同じ数字になろうかと思えますのでご理解賜りたいと思えます。

●議長（稲井議員） 3番。

●南谷議員 将来どうなるかは別にしてですね、大変明確な数字を示していただきたいと思います。

学校改築事業、先ずはこの3年間しっかりと改築をしていくべきですし、この改築工事が町の財政に余り大きく影響を及ぼすのではないかなと当初私も推測をしておったのですけれども、実質単年度、今年度の数字は一般会計の持ち出しもあるのですけれども大きな数字ではないということが理解されました。

しかしながらこの町の財政まだまだ厳しいものがあるわけですから、くれぐれも改築事業で将来の厚岸町の財政の足かせにならないよう健全財政計画をしっかりと立てて頂いて、町民の信頼に足りうる財政運営に努めるべきと考えますが如何でしょうか。

●議長（稲井議員） 税財政課長。

●税財政課長（佐藤課長） お答え申し上げます。

質問者おっしゃいますとおり大型事業でございます。この財源確保につきましては、補助金はもとより起債、特に有利な起債、それに伴う一般財源の確保。これをなくして出来るものではございません。そういう意味を持ちまして質問者のご指摘のとおり有利な起債と補助金の確保、一般財源の確保に努めてまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思えます。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。歳入歳出全部です。12番。

●谷口議員 今回資料出されて配置図等も出されているのですが、今回校舎を建てるところがグラウンド、教員住宅、遊具の設置場所になっていますよね。この配置を見ますと遊具の置き場所がほんの片隅に追いやられてしまっているのですが、今設置されている遊具は、100周年事業で設置されているものですよね。それで年数も経っていますから傷んでいるのかも知れませんがそんなに傷んではないのかなど。十分使えるのではないのかなというふうに思うのですが、これらについての配置はというふうに考えているのか。

それともあれらは、もう全て廃止の対象になってしまうのか。その辺はというふうに考えているのかということをお尋ねいたしたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

●議長（稲井議員） 管理課長。

●管理課長（米内山課長） お答えいたします。

現在の100周年その他で整備させていただきました遊具の移設先でございますけれども、今現在遊具の場所として考えられておりますのは、先ず新校舎の部分で小さな森という特殊学級の、一学年の所にあたりますけれども、ここの所に一部。それとグラウンドでいきますと南側になります若干の空間がございます。この辺に配置を考えておりますが、それと現在の遊具の状況もこれもお話のように移設出来るもの、出来ないもの、しなきゃならないものも含めて学校側と協議してございますけれども、出来る限り可能な物は今言った場所、主にはグラウンドの南面にこちらの方に配置したいというふうに今現在考えてございます。

●議長（稲井議員） 12番。

●谷口議員 計画からすると屋体含めて、屋体・グラウンドの整備を含めれば、後4年かからないと出来ませんよね。きちんと整地されていけばそれなりの日常的な手入れだとかきちんとされて行くのではないのかなというふうに思いますけど、手入れとか点検だとかね。今回工事に入ってしまうんですよね。そうすると当然、今設置されている物は殆どこの場所から撤去しなければならないということになりますよね。そうした場合の対応をきちんと考えていかなければならないのではないのかなと。

ただ、今回改築にあたって期成会のようなものが出来ているのか。或いは、PTA等でその辺も含めてきちんと学校と父兄との間で話し合い等がなされているのか。その辺も私は十分把握している立場でございませぬけれども、そういうのはというふうになるのか。当時の100周年の協賛会等がPTAと一緒にやってきたことが、この事業ですべて無になるようなことでは困るのではないのかなというふうに考えておりますけれども、その辺どのようになってしまうのかお尋ねをしたいと。

もう一つですが、結果的に屋体については、丸々2年間は旧屋体を使うという感じで

行きますよね、計画でいきますと。そうすると、渡り廊下みたいのを結果的には使うということになるのかなと思うのですが、それらについては、強固な物を作らなければならないと思うのですが、それはどういうものを考えているのか、それを含めて説明をお願いします。

●議長（稲井議員） 管理課長。

●管理課長（米内山課長） お答え申し上げます。

先ず遊具の件でございますけれども、今現在設置されている遊具は、殆どは先程申し上げましたけれども100周年事業ですとかで整備された部分で、現実町の方で設置したというのは少ない状況にあります。実は、この遊具色んなことで議会の常任委員会で指摘されまして、基礎が浮いてる状況の中でこれを埋めたというような補修計画がございます。その中で、この基礎を土を掘ってそのままコンクリートを流すような状況で今の基礎が設置されております。そういう状況の中では、そのまま移設するというのは難しい状況になっています。

先程、言いましたようにどうしてもこれは移設しようという物は、学校側でも考えているようでございますのでその部分については、おっしゃるとおり工事期間中の中でここに設置するというのがなかなか難しい状況にあります。実際に設置出来る次期まで何らかの形で保管していくような状況を考えなければならないだろうというふうに今現在は考えてございますし、又、保管状況の中でその後設置出来るのかどうか。それは全体的な中で考えて行かざるを得ないというふうに思っています。

又、もう一つは、学校PTA、その他の協賛会も含めて話し合いということでございますけれども、この部分につきましては、まだ正直なところ済んでございません。今、現在やっているというのが状況でございます。一つには事業が急展開してございますのでちょっとその時間を今取れなかったというような状況にありますので、今後とも詰めてまいりたいというふうに思っております。

それから、体育館が改築されるまでの間、旧体育館を使うという状況になろうかと思えます。渡り廊下はどうかということでございますが、この事業に関しましては仮の渡り廊下を作る予定はございません。これは、学校建設の色んな協議会を含めて話し合いの中で、渡り廊下は必要ないだろうと。学校側との協議の中でもそのような結論を得る中で今現在進めて来ております。そのような中で実際は、外を使って体育館まで、新しい校舎が建築されたおりに、外を歩いて体育館まで行って頂くというようなことで考えてございます。

●議長（稲井議員） 他にありませんか。なければ質疑を終わります。お諮りいたします。討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

●議長（稲井議員） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成18年厚岸町議会第1回臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時12分)

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成18年2月16日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員
